福井労働局
～ふくいの「働く」を支えます～
Press Release

令和５年４月17日
【照会先】
福井労働局労働基準部健康安全課
健康安全課長　　井関　武彦
健康安全係長　　青山　和元
電　　話　　（0776）22-2657

報道関係者　各位

令和４年労働災害発生状況（確定値）

福井労働局（局長　田原孝明（たはらたかあき））では、福井県内における令和４年（１月～12月）の労働災害の発生状況について、下記のとおり取りまとめました。

１　令和４年の死亡者数は10人で、令和３年に比べて３人多い（資料１、２、４、５参照）。

２　令和４年の休業４日以上の死傷者数は2,159人で、令和３年の955人と比べて1,204人（126.1%）増加した。新型コロナウイルス感染症によるもの（以下「コロナ関連」という。）を除いても925人で令和３年より59人（6.8%）多い（資料１～５参照）。

○　業種別（コロナ関連除く）

第三次産業（運輸交通業及び貨物取扱業を除く。以下同じ。）
424人（令和３年比　29人増、7.3%増）
（うち、商業　157人（同 12人増、8.3%増）
保健衛生業　123人（同 21人増、20.6%増）
接客娯楽業　43人（同　1人減、2.3%減））
製造業　230人（同 33人増、16.8%増）
建設業　127人（同 20人減、13.6%減）
運輸交通業　114人（同 15人増、15.2%増）
（うち、道路貨物運送業 105人（同 15人増、16.7%増））
などとなり、保健衛生業や製造業で多く増加した。

一方で、建設業では減少しており、特に
土木工事業　16人減（同　26.7%減）
となった。

○　事故の型別では、
「転倒」が　314 人（令和３年比　52 人増　19.8%増）
「墜落・転落」が　135 人（同 26 人減　16.1%減）
「はさまれ・巻き込まれ」が　94 人（同 10 人増　11.9%増）
「動作の反動・無理な動作」が　72 人（同 11 人減　13.3%減）
などとなった（資料６参照）。
コロナ関連を除けば、全業種において、転倒災害が最も多くなっており、特に第三次産業においては、転倒災害が 50.0%と最も多く占めている。
製造業では、転倒災害とはさまれ・巻き込まれ災害が多く、それぞれ 24.8%、20.9%、建設業、道路貨物運送業では、いずれも墜落・転落災害が最も多くなっており、それぞれ 25.2%、36.4%の割合で発生している。

３　令和４年の高年齢労働者（60 歳以上）の休業４日以上の死傷者数はコロナ関連を除いて 277 人で、全体の 29.9%を占める（資料７、８参照）。
○　業種別では、第三次産業で 167 人、製造業で 54 人、建設業で 22 人、運輸業で 24 人の発生である。
○　転倒災害のうち 148 人（47.1%）が高年齢労働者であった。

４　令和４年は令和３年よりも新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、休業４日以上の死傷者数のうち 1,234 人（57.2%）もの労働災害がコロナ関連であるとして、事業場より報告されている。特に影響が大きかったのは、保健衛生業であった（資料３参照）。

福井労働局では、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現を目指し、令和５年度を初年度とする５か年を計画期間に定めて「第 14 次労働災害防止推進計画」（資料９参照）を策定しております。その中で計画の目標として、アウトプット指標とアウトカム指標というものを定め、それら指標の達成を目指すことにより、

１　死亡災害の根絶に向け、計画期間中の死亡者数の合計を 35 人以下とする。
２　死傷災害について、近年の増加傾向に歯止めをかけて、2022 年と比較して、2027 年の死傷者数を減少させる（コロナ関連は除く）。

という結果を期待するというものです。
これらを達成させるためにも、死亡災害多発業種対策として製造業と建設業を、災害多発業種対策として、労働災害の発生割合が高い第三次産業で多い作業行動に起因する労働災害防止対策を重点とするなどして、取組を推進することとしています。

資料1

全産業における休業4日以上の死傷者数･死亡者数の推移
(平成4年から令和4年まで)

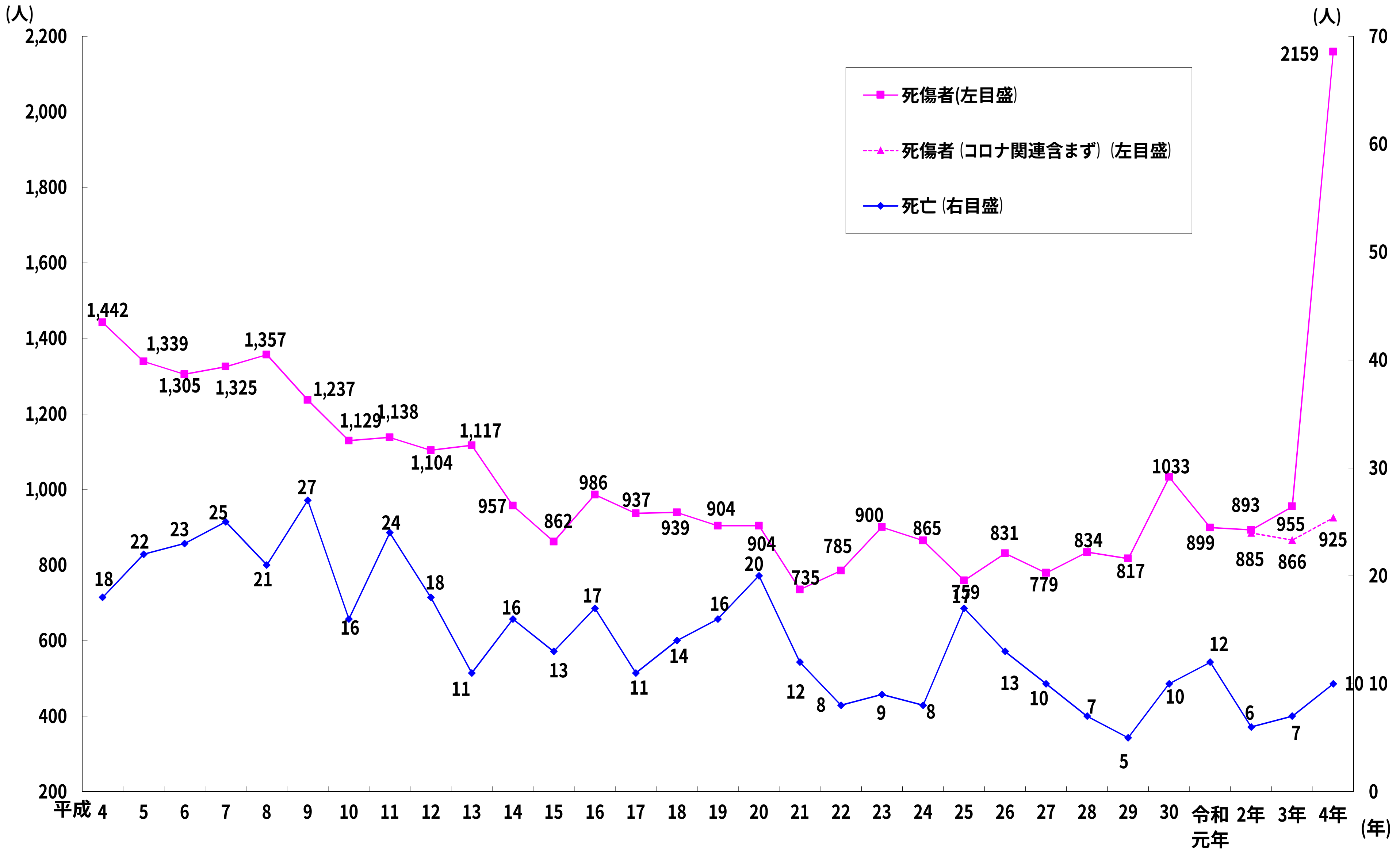

令和４年労働災害発生状況（確定値）

福井労働局

業種＼署・年		福井署				敦賀署				武生署				大野署				合計				前年同月比		
		令和４年		令和３年		令和４年		令和３年		令和４年		令和３年		令和４年		令和３年		令和４年		令和３年				
		死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	増減率
合計		5	1267	4	542		419	3	152	4	345		198	1	128		63	10	2159	7	955	3	1204	126.1%
製造業	食料品製造		14		15		7		5		13		3		3		3		37		26		11	42.3%
	繊維工業		17		19		2		3		9		3		5		1		33		26		7	26.9%
	衣服その他の繊維		23		4						1		2						24		6		18	300.0%
	木材・木製品		3		1		2		1	1	4		1		4			1	13		3	1	10	333.3%
	家具・装備品	1	4		3		2		2		3		1		1		1	1	10		7	1	3	42.9%
	パルプ等		6		1				1		4		1		1				11		3		8	266.7%
	印刷・製本		4		3														4		3		1	33.3%
	化学工業		11		24		1			1	9		8		2		1	1	23		33	1	-10	-30.3%
	窯業土石		6		3		2		1		3		1				1		11		6		5	83.3%
	鉄鋼業				1		1				1		1		1		2		3		4		-1	-25.0%
	非鉄金属		1		1		1		1		1		1						3		3			
	金属製品		18		15				1	1	10		7		1		1	1	29		24	1	5	20.8%
	一般機械器具		11		12						10		4						21		16		5	31.3%
	電気機械器具		4		3		2		1		13		13						19		17		2	11.8%
	輸送機械製造						1				4		5						5		5			
	電気・ガス																							
	その他の製造		11		13						5		3		1		1		17		17			
	小計	1	133		118		21		16	3	90		54		19		11	4	263		199	4	64	32.2%
鉱業							2				1								3				3	
建設業	土木工事		22		28		20	2	14		8		13		9		19		59	2	74	-2	-15	-20.3%
	建築工事	1	31	1	33		7		5		15		15	1	7		6	2	60	1	59	1	1	1.7%
	うち木造家屋建築		7		6		1		1		4		3	1	3		2	1	15		12	1	3	25.0%
	その他の建設	1	19		12		22		21		4		9		2		2	1	47		44	1	3	6.8%
	小計	2	72	1	73		49	2	40		27		37	1	18		27	3	166	3	177		-11	-6.2%
運輸交通業	鉄道等				1		3		2										3		3			
	道路旅客		3		3		4		2		1		1						8		6		2	33.3%
	道路貨物運送	1	67	2	67		22		12	1	14		11		4			2	107	2	90		17	18.9%
	その他の運輸交通																							
	小計	1	70	2	71		29		16	1	15		12		4			2	118	2	99		19	19.2%
貨物取扱	陸上貨物				4																4		-4	-100.0%
	港湾運送業						2		3										2		3		-1	-33.3%
	小計				4		2		3										2		7		-5	-71.4%
農林業	農業		1		1		2				3		2		2				8		3		5	166.7%
	林業		3		4		1	1	1		6		6		4		3		14	1	14	-1		
	小計		4		5		3	1	1		9		8		6		3		22	1	17	-1	5	29.4%
畜産・水産業			2				2		3		1		1						5		4		1	25.0%
第三次産業※	商業		104	1	93		25		22		44		25		8		5		181	1	145	-1	36	24.8%
	うち小売業		74	1	69		19		19		29		25		8		4		130	1	117	-1	13	11.1%
	金融広告業		11		2						1								12		2		10	500.0%
	映画・演劇業										1								1				1	
	通信業		7		8				4		4		5		1				12		17		-5	-29.4%
	教育研究		11		7		2				1						1		14		8		6	75.0%
	保健衛生業	1	730		75		129		19		133		39		64		8	1	1056		141	1	915	648.9%
	うち社会福祉施設	1	337		49		94		13		80		31		30		7	1	541		100	1	441	441.0%
	接客娯楽業		37		25		24		7		8		8		3		6		72		46		26	56.5%
	うち飲食店		28		10		16		3		7		3				2		51		18		33	183.3%
	清掃・と畜		38		32		5		5		6		4		2		1		51		42		9	21.4%
	うちビルメンテナンス業		16		16		4		4						1		1		21		21			
	官公署		1		1				1										1		2		-1	-50.0%
	その他の事業		47		28		126		15		4		5		3		1		180		49		131	267.3%
	小計	1	986	1	271		311		73		202		86		81		22	1	1580	1	452		1128	249.6%

(注)「休業」は休業4日以上の死傷者数　「死亡」は死亡者数で「休業」の内数
※第三次産業には運輸交通業及び貨物取扱業は含んでいません。

令和４年労働災害発生状況（確定値）

資料3

福井労働局

		合計				前年同月比			合計（コロナ関連含まず）				前年同月比（コロナ関連含まず）		
	年	令和４年		令和３年					令和４年		令和３年				
業　種		死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	増減率	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	増減率
合　計		10	2159	7	955	3	1204	126.1%	10	925	7	866	3	59	6.8%
製造業	食料品製造	0	37	0	26	0	11	42.3%	0	33	0	26	0	7	26.9%
	繊維工業	0	33	0	26	0	7	26.9%	0	29	0	26	0	3	11.5%
	衣服その他の繊維	0	24	0	6	0	18	300.0%	0	5	0	6	0	-1	-16.7%
	木材・木製品	1	13	0	3	1	10	333.3%	1	13	0	3	1	10	333.3%
	家具・装備品	1	10	0	7	1	3	42.9%	1	9	0	7	1	2	28.6%
	パルプ等	0	11	0	3	0	8	266.7%	0	11	0	3	0	8	266.7%
	印刷・製本	0	4	0	3	0	1	33.3%	0	4	0	3	0	1	33.3%
	化学工業	1	23	0	33	1	-10	-30.3%	1	23	0	33	1	-10	-30.3%
	窯業土石	0	11	0	6	0	5	83.3%	0	11	0	6	0	5	83.3%
	鉄鋼業	0	3	0	4	0	-1	-25.0%	0	3	0	4	0	-1	-25.0%
	非鉄金属	0	3	0	3	0	0	0.0%	0	3	0	3	0	0	0.0%
	金属製品	1	29	0	24	1	5	20.8%	1	27	0	24	1	3	12.5%
	一般機械器具	0	21	0	16	0	5	31.3%	0	19	0	16	0	3	18.8%
	電気機械器具	0	19	0	17	0	2	11.8%	0	19	0	17	0	2	11.8%
	輸送機械製造	0	5	0	5	0	0	0.0%	0	4	0	5	0	-1	-20.0%
	電気・ガス	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	
	その他の製造	0	17	0	17	0	0	0.0%	0	17	0	15	0	2	13.3%
	小　計	4	263	0	199	4	64	32.2%	4	230	0	197	4	33	16.8%
鉱　業		0	3	0	0	0	3		0	3	0	0	0	3	
建設業	土木工事	0	59	2	74	-2	-15	-20.3%	0	44	2	60	-2	-16	-26.7%
	建築工事	2	60	1	59	1	1	1.7%	2	55	1	58	1	-3	-5.2%
	うち木造家屋建築	1	15	0	12	1	3	25.0%	1	15	0	12	1	3	25.0%
	その他の建設	1	47	0	44	1	3	6.8%	1	28	0	29	1	-1	-3.4%
	小　計	3	166	3	177	0	-11	-6.2%	3	127	3	147	0	-20	-13.6%
運輸交通業	鉄道等	0	3	0	3	0	0	0.0%	0	3	0	3	0	0	0.0%
	道路旅客	0	8	0	6	0	2	33.3%	0	6	0	6	0	0	0.0%
	道路貨物運送	2	107	2	90	0	17	18.9%	2	105	2	90	0	15	16.7%
	その他の運輸交通	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	
	小　計	2	118	2	99	0	19	19.2%	2	114	2	99	0	15	15.2%
貨物取扱	陸上貨物	0	0	0	4	0	-4	-100.0%	0	0	0	4	0	-4	-100.0%
	港湾運送業	0	2	0	3	0	-1	-33.3%	0	2	0	3	0	-1	-33.3%
	小　計	0	2	0	7	0	-5	-71.4%	0	2	0	7	0	-5	-71.4%
農林業	農業	0	8	0	3	0	5	166.7%	0	8	0	3	0	5	166.7%
	林業	0	14	1	14	-1	0	0.0%	0	12	1	14	-1	-2	-14.3%
	小　計	0	22	1	17	-1	5	29.4%	0	20	1	17	-1	3	17.6%
畜産・水産業		0	5	0	4	0	1	25.0%	0	5	0	4	0	1	25.0%
第三次産業※	商業	0	181	1	145	-1	36	24.8%	0	157	1	145	-1	12	8.3%
	うち小売業	0	130	1	117	-1	13	11.1%	0	116	1	117	-1	-1	-0.9%
	金融広告業	0	12	0	2	0	10	500.0%	0	12	0	1	0	11	1100.0%
	映画・演劇業	0	1	0	0	0	1		0	1	0	0	0	1	
	通信業	0	12	0	17	0	-5	-29.4%	0	12	0	17	0	-5	-29.4%
	教育研究	0	14	0	8	0	6	75.0%	0	7	0	7	0	0	0.0%
	保健衛生業	1	1056	0	141	1	915	648.9%	1	123	0	102	1	21	20.6%
	うち社会福祉施設	1	541	0	100	1	441	441.0%	1	86	0	70	1	16	22.9%
	接客娯楽業	0	72	0	46	0	26	56.5%	0	43	0	44	0	-1	-2.3%
	うち飲食店	0	51	0	18	0	33	183.3%	0	25	0	17	0	8	47.1%
	清掃・と畜	0	51	0	42	0	9	21.4%	0	38	0	42	0	-4	-9.5%
	うちビルメンテナンス業	0	21	0	21	0	0	0.0%	0	16	0	21	0	-5	-23.8%
	官公署	0	1	0	2	0	-1	-50.0%	0	1	0	2	0	-1	-50.0%
	その他の事業	0	180	0	49	0	131	267.3%	0	30	0	35	0	-5	-14.3%
	小　計	1	1580	1	452	0	1128	249.6%	1	424	1	395	0	29	7.3%

（注）「休業」は休業4日以上の死傷者数　　「死亡」は死亡者数で「休業」の内数
※第三次産業には運輸交通業及び貨物取扱業は含んでいません。

資料４

令和４年死亡災害発生状況（確定）

番号	発生月	業　　　　種	事故の型	起 因 物	年代	職種	発　　　生　　　状　　　況
1	３月	製造業 （プラスチック製品製造業）	火災	分類不能	50 代	製造工	製造を行っていた木造瓦葺平屋建ての工場から出火し、建屋が全焼し、工場内にいた被災者が死亡した。
2	３月	一般貨物自動車運送業	交通事故	トラック	50 代	運転者	被災者が３トントラックを運転して国道を走行していたところ、被災者が運転していた３トントラックが中央線を越えて対向車線にはみ出し、対向車線を走行していたトレーラーと正面衝突した。
3	３月	社会福祉施設	はさまれ・ 巻き込まれ	その他の動力 クレーン等	60 代	介護補助者	浴槽のお湯張り作業において、お湯の温度を直接手で確認するため、被災者が車いすを載せて昇降させる設備を下げながら、昇降させる設備に取り付けられた手すりの下に体を入れて浴槽のお湯を確認しようとしたところ、下がってきた手すりと浴槽の縁に右肩と首を挟まれた。
4	４月	その他の建設業	墜落・転落	その他の仮設 物・建築物・構 築物等	40 代	配管工	工場の不要な配管を撤去する工事において、被災者が配管を切断する作業をしていたところ、立ち位置を移動する際に足場にしていた配管から約 5.2 メートル下の地面に墜落した。
5	６月	木造家屋建築工事業	崩壊・倒壊	屋根、はり、 もや、けた、 合掌	20 代	土工	平屋の木造建屋の建て方作業中、移動式クレーンでつり上げた棟木を南北方向に４本並んだ柱上に載せる作業を行っていた時に、北側２本目の柱と接続していた梁及び柱がねじれて倒壊し、落下箇所で作業していた被災者の頭部にぶつかった。
6	６月	特定貨物自動車運送業	墜落・転落	建築物、構築物	40 代	運転者	道路舗装工事に必要なアスファルトをダンプトラックで運搬していた被災者と連絡が取れなくなったため、工事関係者で被災者を捜索したところ、工事現場付近の橋の付近にダンプトラックが停車しており、その橋の直下で被災者が発見された。
7	８月	その他の木材・ 木製品製造業	高温・低温の 物との接触	高温・低温環境	50 代	梱包工	倉庫において、被災者は出荷する建材の運搬補助作業、梱包作業を行っていたが、夕方に体調不良を訴え、休憩をとった。その後休憩室で椅子に座って休んでいたが、同僚が休憩室で意識混濁した被災者を発見し、病院に救急搬送されたが、翌日に死亡した。
8	８月	鉄骨・鉄筋コンクリート造 家屋建築工事業	墜落・転落	屋根、はり、 もや、けた、 合掌	60 代	板金工	被災者は倉庫の新築工事現場で屋根工事に従事していたところ、約９メートル下に墜落した。
9	10 月	木製家具製造業	飛来・落下	フォークリフト	60 代	木材加工工	商品のピッキングのために被災者が倉庫に立ち入ったところ、そこでフォークリフトを運転していた運転者が気づいて急ブレーキをかけて停止した。その反動で運搬していた荷が傾き、そのまま被災者に向かって落下した。
10	12 月	その他の金属製品製造業	はさまれ・ 巻き込まれ	その他の 金属加工用機械	60 代	金属工作機械工	自動運転中の鋼材加工用機械に注油するため、機械の囲いの中に立ち入り頭部が作動中の装置にはさまれた。

（令和４年確定値　なお、前年の死亡者　７人）

福井労働局 令和4年労働災害発生状況

＜確定値＞

全業種

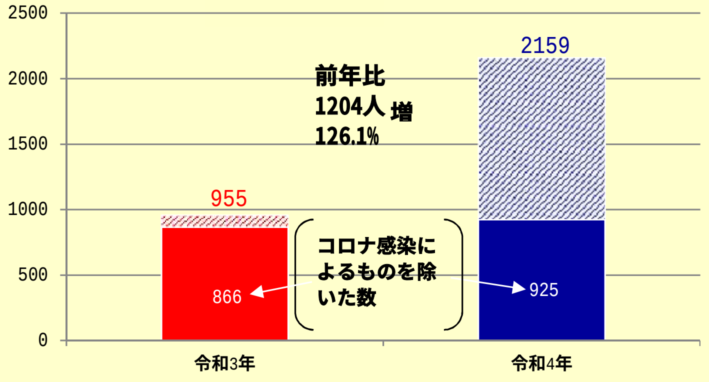

発生月別

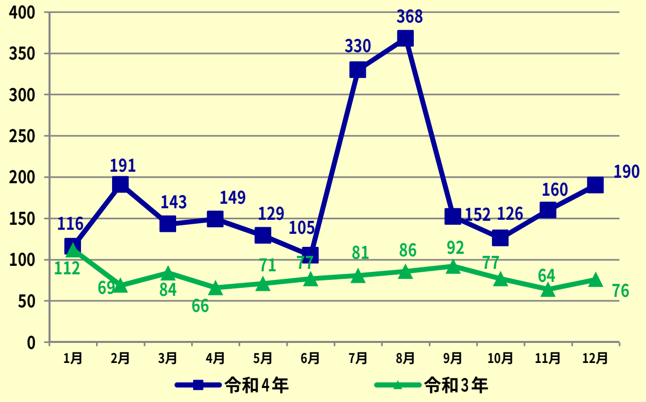

業種別

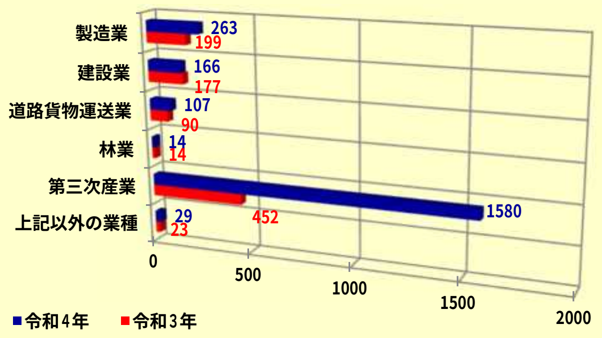

死亡災害発生状況

10人

（
製造業　4人
建設業　3人
道路貨物運送業　2人
社会福祉施設　1人
）

事故の型別

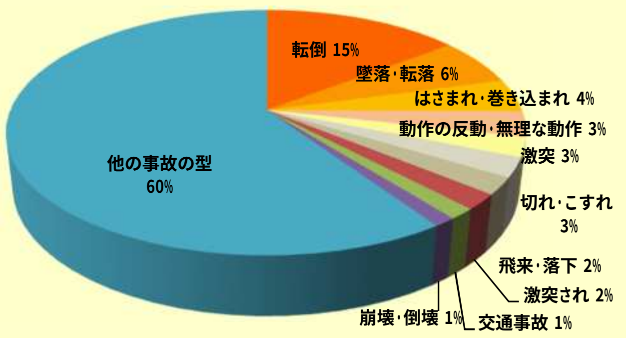

起因物別

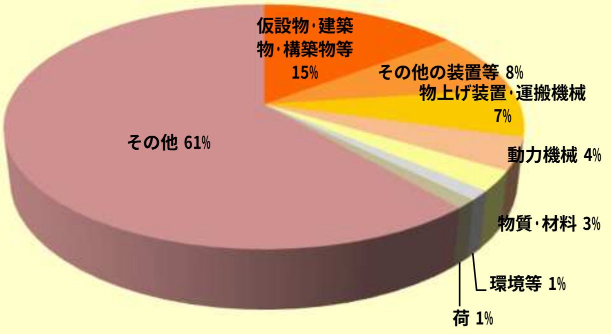

災害動向のポイント

製造業、道路貨物運送業、第三次産業とも前年同時期と比べて増加している。
事故の型別では転倒災害、起因物別では仮設物・建築物・構築物が多発しており、それぞれ15%を占めている。
事故の型別の「他の事故の型」、起因物別の「その他」については、大部分が新型コロナウイルス感染症によるものである。

令和４年　事故の型別労働災害発生割合（コロナ関連含まず）

資料6

全産業

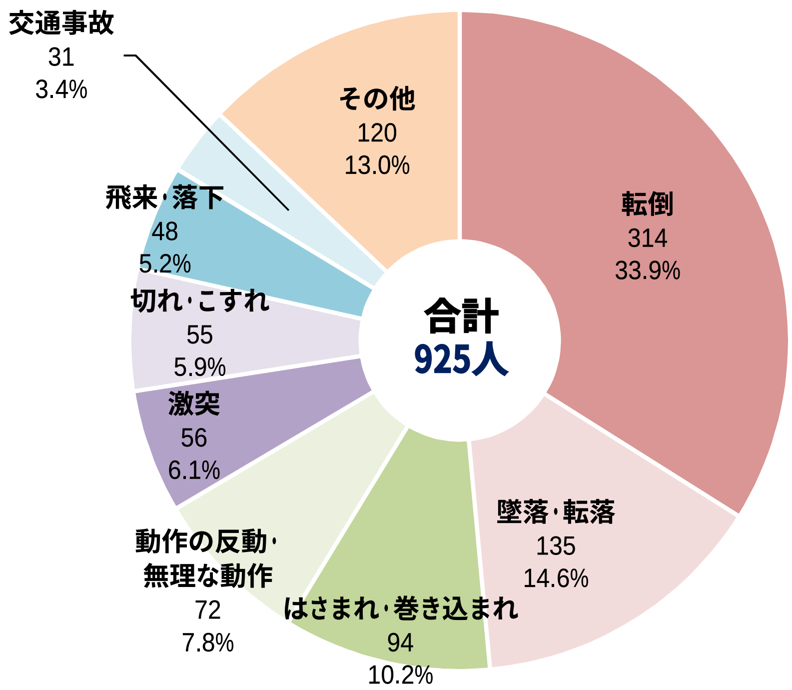

製造業

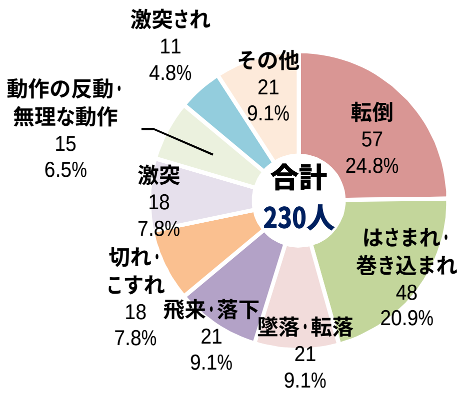

建設業

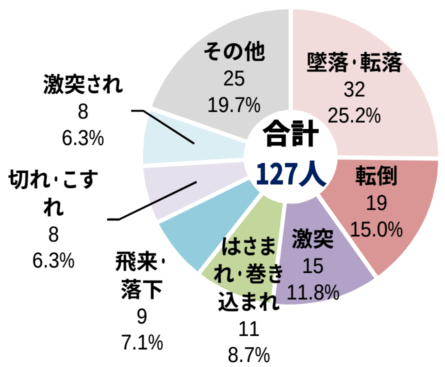

道路貨物運送業

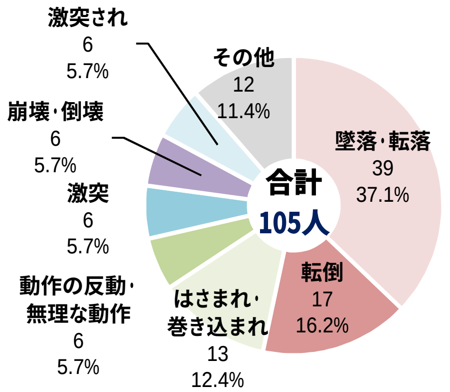

第三次産業

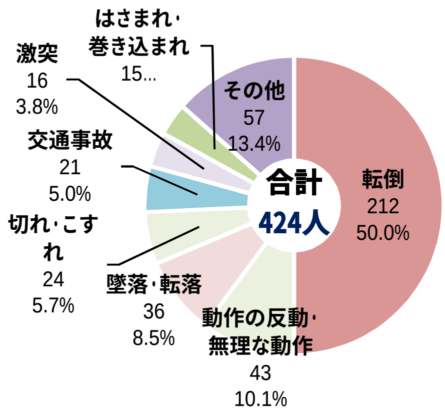

高年齢労働者の労働災害発生状況
（コロナ関連含まず）

高年齢労働者災害の発生割合

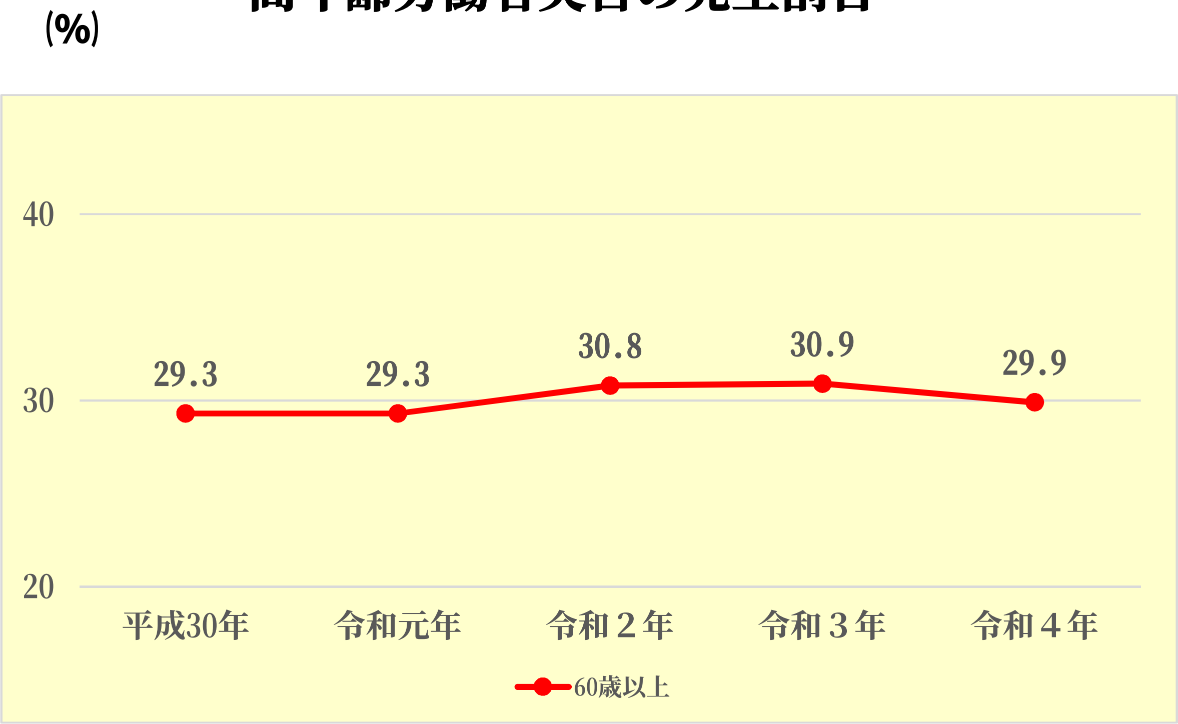

高年齢労働者災害の業種別発生状況

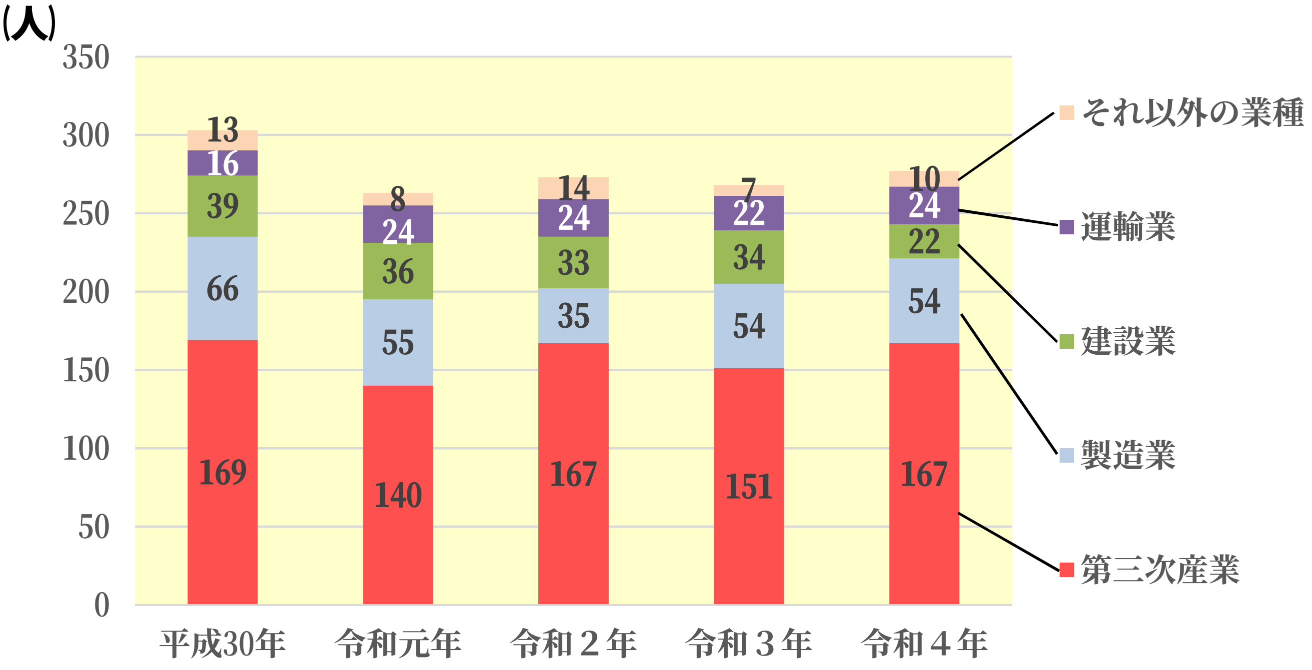

年齢別転倒災害発生状況

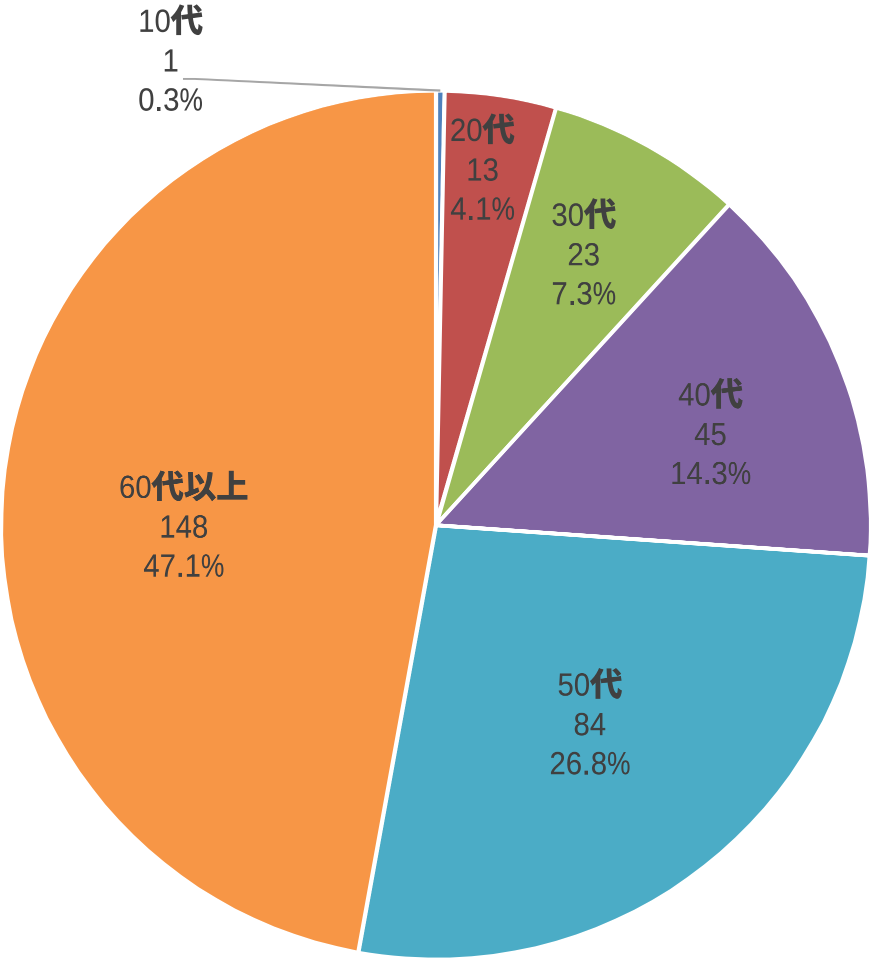

資料９

「福井労働局　14次防」(注) のポイント

計画期間：令和５年（2023年）４月１日～令和10年（2028年）３月31日

（注）「第14次 福井労働局 労働災害防止推進計画」の略称です。

～ 事業者・労働者等の関係者・労働局・労働基準監督署　が取り組む計画 ～

○計画のねらい

　厳しい経営環境等様々な事情について、それらをやむを得ないとせず、安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスであることから、事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備を図ることにより、**「労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現」**を目指します。

○計画の目標

○アウトプット指標　（→Ｐ３～参照）

　労働者の協力の下、事業者において実施される重点事項に係る取組の成果をアウトプット指標として定める。

○アウトカム指標　（→Ｐ３～参照）

　事業者が、アウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項をアウトカム指標として定める。

○これら指標の達成を目指すことにより期待する結果

①　死亡災害の根絶に向け、14次防期間中の死亡者数の合計を35人以下（※１）とする。

②　死傷災害について、近年の増加傾向に歯止めをかけ、2022年と比較して、2027年の死傷者数を減少させる（※２）。

※１　2022年の死亡者10人を基点とし、毎年１人ずつ減少を図ることを想定した合計人数
　　（14次防期間中：９＋８＋７＋６＋５＝35人）

※２　新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除いた件数での比較。

福井労働局14次防の詳細はこちら

○重点事項ごとの具体的取組のポイント

☆印は重点事項のうち、アウトプット・アウトカム指標を定めたもの。

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

・安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備を図る（安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリット等について周知）。
・労働安全衛生におけるDXの推進を図る（ウェアラブル端末等の新技術の有効性が厚生労働省より示された際には、その周知・啓発）。　等

労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進（☆）

・中高年齢の女性労働者に多い転倒災害の発生状況の周知や第三次産業の業界の実態に即した基本的労働災害防止対策の啓発ツール等が厚生労働省より示された際には、周知・啓発を行う。
・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）等の腰痛の予防対策の普及を図る。
・労働災害の防止に積極的に取組む県内事業場のほか、福井県、関係団体等を構成員として設置した「福井県小売業SAFE協議会」及び「福井県介護施設SAFE協議会」の運営を通じて、小売業及び介護施設における安全衛生に対する機運の醸成を図る。　等

高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

・「エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づく対策の促進を図る。　等

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進（☆）

・外国人向けの安全衛生教育マニュアルや危険箇所の標識・掲示を推奨し、作業の危険性の理解向上と不安全行動の防止を図る。　等

個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

・請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の方に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることを事業者に義務付けることとする内容に改正され令和５年４月１日から施行となることから、当該改正省令に基づき、関係請負人等に対しても、労働者と同等の保護措置を講じる。　等

業種別の労働災害防止対策の推進（☆）

・建設業については、墜落・転落災害の防止の取り組みにあわせて、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む。
・製造業については、はさまれ・巻き込まれなどによる危険性の高い機械等については、製造者、使用者それぞれにおいてリスクアセスメントを実施し、安全な使用の徹底を図る。
・陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む）に対して、「荷役作業における安全ガイドライン」の周知徹底を図る。
・「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」等について、労働者への周知や理解の促進を図る。　等

労働者の健康確保対策の推進（☆）

・メンタルヘルス対策・過重労働対策・産業保健活動の推進を図る。　等

化学物質等による健康障害防止対策の推進（☆）

・新たな化学物質規制の導入に伴う「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和４年厚生労働省令第91号）」等の関係省令、告示等について関係者への周知徹底を図る。
・石綿、粉じんによる健康障害防止対策の推進を図る。
・熱中症、騒音による健康障害防止対策の推進を図る。
・電離放射線による健康障害防止対策の推進を図る。　等

原子力発電所等に対する労働災害防止対策の推進

・放射線防止対策の徹底を図るため、令和３年４月１日に施行された改正電離放射線障害防止規則に基づき、適正な被ばく線量の管理等の徹底を図る。
・原子力施設における新規制基準対応工事等における労働災害の防止を図るため、原子力施設全体の安全衛生管理体制を確立し、すべての関係請負人を含めた安全衛生対策の徹底を図る。等

○アウトプット指標とアウトカム指標

アウトプット指標	アウトカム指標
（ア）**労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進**	
・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 ・卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。	・増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。 ・転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。
・卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。（再掲） ・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。	・増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。
（イ）**高年齢労働者の労働災害防止対策の推進**	
・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	・増加が見込まれる60歳代以上の死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
（ウ）**多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進**	
・母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	・外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに労働者全体の平均以下とする。

アウトプット指標	アウトカム指標
（エ）**業種別の労働災害防止対策の推進**	
・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。	・建設業の死亡者数を2027年までに2022年と比較して15%以上減少させる。
・機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。	・製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれ死傷災害件数を2027年までに2022年と比較して５%以上減少させる。
・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。	・陸上貨物運送事業の死傷者数を2027年までに2022年と比較して５%以上減少させる。
・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	・林業の死亡者数を2027年までに2022年と比較して15%以上減少させる。
（オ）**労働者の健康確保対策の推進**	
・年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。 ・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。	・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに５%以下とする。
・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする ・50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。	・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。
・必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。	（指標は立てず）労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することを期待
（カ）**化学物質等による健康障害防止対策の推進**	
・（労働安全衛生）法第57条及び第57条の２に基づくラベル表示・ＳＤＳの交付の義務対象となっていないが、危険性有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、ＳＤＳの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。 ・法第57条の３に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。	・化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発又は火災によるもの）の件数を2018年から2022年までの５年間と比較して、５%以上減少させる。
・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。	・増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率※を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。 ※当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの

（R5年３月）